

## 全国規模の競技会参加標準記録に関する運用基準

### 第1条（目的）

この運用基準は、公益社団法人 日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）及び本協会に団体登録した加盟団体が主催する全国規模の競技会（以下「全国大会」という）に出場するために設定される参加標準記録（以下「標準記録」という）の扱いについて、明確にするものである。

### 第2条（適用大会）

この運用基準を適用する全国大会は、下記のとおりとする。

- (1) 全日本男子パワーリフティング選手権大会
- (2) 全日本女子パワーリフティング選手権大会
- (3) 全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会
- (4) 全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会
- (5) 全日本マスターズパワーリフティング選手権大会
- (6) ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会
- (7) 全日本ベンチプレス選手権大会  
カテゴリー：一般、サブジュニア、ジュニア、マスターズ
- (8) ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会  
カテゴリー：一般、マスターズ
- (9) 全日本実業団パワーリフティング選手権大会
- (10) 全日本実業団ベンチプレス選手権大会
- (11) 全日本学生パワーリフティング選手権大会
- (12) 全日本高等学校パワーリフティング選手権大会
- (13) 全日本選抜高校パワーリフティング選手権大会

### 第3条（参加標準記録の設定と公表）

- 1 本協会の技術委員会は、毎年12月までに、本協会が主催する前条第1号乃至題11号に規定する全国大会へ参加するための翌年度以降の標準記録について定め、理事会の承認を得た上で、翌年1月1日付けで公表するものとする。
- 2 前条の第12号乃至第16号に規定する全国大会の参加標準記録については、それぞれ主催する加盟団体が適切な手順と時期を定めて発表するものとする。

### 第4条（詳細条件等）

技術委員会は、第2条第1号乃至題11号に規定する全国大会参加標準記録の設定に際して、性別、年齢カテゴリー、階級等の詳細条件や制限条件の他、当該参加標準記録を達成又は突破した実績の有効期間等について、別途定めるものとする。

### 第5条（参加特別枠）

第3条及び第4条の規定に関わらず、技術委員会は、参加標準記録に満たない選手に対して、特別枠として参加を認める条件を別途定めることができる。

第6条（協議事項）

この運用基準に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第7条（基準の改廃）

この運用基準の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この運用基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。